

(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画 2035 策定方針

策定の背景

板橋区は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、第四次計画として平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを計画期間とする、板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 を策定し、目標達成に向けて事業を推進している。

今般、計画期間の満了にあたり、廃棄物及び循環型社会形成推進を取り巻く内外の社会経済環境、法令や計画の策定等の変化に柔軟に対応すべく、第五次計画となる（仮称）板橋区一般廃棄物処理基本計画 2035 を策定する。

計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく法定計画
食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条に基づく計画

国 循環型社会形成推進基本法 →資源有効利用促進法 →廃棄物の処理及び清掃に関する法律 →プラスチック資源循環促進法 →容器包装リサイクル法 →食品リサイクル法 →食品ロスの削減の推進に関する法律 →その他（家電、建設、自動車、小型家電）各リサイクル法	板橋区 板橋区基本構想・基本計画 →環境基本計画 → 板橋区一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画 食品ロス削減推進計画 生活排水処理基本計画 →一般廃棄物処理実施計画（毎年） →分別収集計画（3年毎） →板橋区災害廃棄物処理計画（令和3年度策定） ▲整合
東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の計画 東京都資源循環・廃棄物処理計画 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画 東京廃棄物等埋立処分計画	

計画期間

令和 8 (2026)年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間

ただし、国の「ごみ処理基本計画策定方針」を踏まえ、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行う。

基本理念・達成目標

【基本理念】

人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現

※板橋区一般廃棄物処理基本計画における一貫した基本理念

【達成目標（案）】

- (1) 循環型経済社会の実現（できるだけごみにしない生活・事業活動）
- (2) 循環型廃棄物処理システムの構築（適切・環境配慮型処理）

基本方針

- (1) 「循環型社会」への「優先順位」を意識した仕組みづくり
循環型社会形成推進基本法における処理の優先順位、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分 を意識した施策・事業の構築や、周知啓発を実施する。
- (2) 区民・事業者が「自分ごと化」できる明確な目標設定と指標管理
各施策において可能な限り管理可能な指標を掲げるとともに、区民や事業者が「自分ごと化」しやすくなるよう表現・発信を行う。
- (3) 区民や事業者が「できることから」行う自律的活動の支援
区民や事業者の実態を把握し、世帯・個人等の属性や行動意欲・能力に応じた活動の支援を行う。
- (4) 環境負荷を低減する分別収集及び収集・処理の推進
地球温暖化や最終処分場対策に資する分別収集の検討及び、DX 化推進も含めた収集・処理体制の効率化を行う。
- (5) 「オール板橋」のための一体感を醸成するデザイン、コラボ事業
統一デザインの採用や、企業・団体等とのコラボレーション、またストーリーテリングを活用した広報・事業による連携・協働を推進する。
- (6) 排出者による適正な費用負担
排出者責任に基づく、事業系ごみ、家庭系ごみそれぞれの適正な費用負担を求めていくことを検討する。

実施する基礎調査

令和 6 年度ごみ排出実態調査

- (1) 家庭及び事業所ごみ実態調査：家庭・事業所各 100 サンプル、1 週間分のごみの量・性状等を把握する。
- (2) 集積所ごみ排出実態調査：区内 5 地区の集積所、1 週間分のごみの量・性状等を把握する。
- (3) アンケート調査：無作為抽出の区民 2,000 世帯、無作為抽出の延べ床面積 3,000 m²以下の区内少量排出事業所 2,000 事業所における、ごみやりサイクルについての現状、意識・意向を把握する。

計画の柱となる事項

（１）ごみ処理基本計画

○廃棄物の発生抑制（リデュース）

ごみの減量においては、廃棄物の発生そのものを抑える施策が最も重要であり、区民への適正な購入や消費行動を促すほか、事業者へ過剰包装や使い捨て製品の削減を促す。

○再利用・リサイクルの推進(リユース・リサイクル)

再資源化・リユースを促進し循環型社会形成の要となるリサイクル率の向上を図る。また、区民や事業者の意向を踏まえながら、再資源化・リユースのために新たに回収する品目や、効果的なリユース・リサイクル施策の検討・実施・推進を行う。

○廃棄物の適正処理

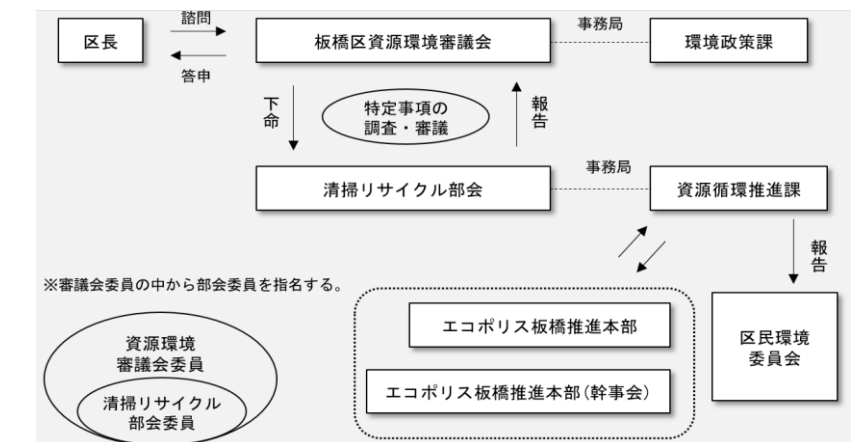
不法投棄・不適正処置の防止とその他の環境への負荷低減に配慮する。また、ごみや資源の種類や量などの状況に応じて適正な収集運搬についての検討を行う。

(2) 食品ロス削減推進計画

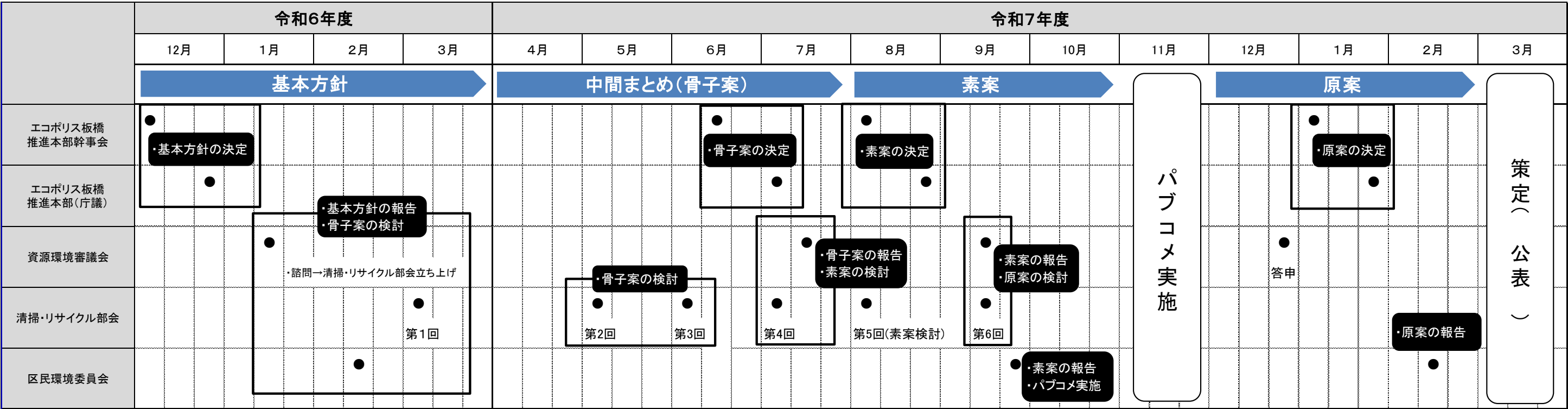
食品ロス削減の観点から目標を設定し、進捗管理を行う。また、フードシェアリングやフードドライブ等、区民・事業者双方への食品ロスに関する支援策を検討・実施する。

（3）生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状を踏まえ、収集運搬・処理処分主体を明記する。



(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画 2035 策定スケジュール(予定)



■策定体制の構成・役割

組織	構成	役割
板橋区資源環境審議会	学識経験者、地域団体等の代表者、区民、区議会議員、関係行政機関の職員、区職員	区長の諮問に応じ、環境基本計画策定について総合的に調査・審議し、答申する。
エコポリス板橋推進本部	区長、副区長、教育長、常勤監査委員、各部長（本部長は区長）	・板橋区資源環境審議会での審議・検討に必要な事項について、調査及び調整を行う。 ・各組織との調整を行う。
エコポリス板橋推進本部（幹事会）	関係各課長（会長は資源環境部長）	・各段階の計画案の検討及び決定を行う。
清掃・リサイクル部会	板橋区資源環境審議会委員の中から指名する。	板橋区資源環境審議会の下命に基づき、計画案の検討を行う。